

下水道使用申込書

年 月 日

堺市上下水道事業管理者殿

住所

申請者 氏名

電話番号

住所

土地所有者 氏名

電話番号

*自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

対象の土地 の地番		建築予定の敷地面積 (建築物が既存の時、記入不要)	m ²
--------------	--	------------------------------	----------------

下記の条件を了承のうえ、上記のとおり下水道使用を申し込みます。

下水道使用の条件

- 公共枿等に接続する排水施設の構造及び放流する水質の基準等については、下水道法施行令及び堺市下水道条例等関係法規の規定を遵守します。
- し尿を公共枿等に排除するときは、水洗便所によるものとします。また、汚水は汚水枿に、雨水は雨水施設に排除します。なお、排水設備工事（水洗化工事等）をするときは、事前に市へ排水設備計画確認申請書を届け出るとともに、堺市の指定排水設備工事業者により施工し、市の工事完了検査を受けます。
- 下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止している使用を再開するときは、遅滞なく上下水道事業管理者に届け出ます。
工場又は事業場等が特定施設又は除害設備を設置しようとするとき及び当該施設や設備の構造等を変更しようとするとき等は、遅滞なく上下水道事業管理者に届け出ます。
- 下水道使用料は水道等の使用水量に応じて納入します。なお、使用料の料率、納付方法等は、堺市下水道条例の規定に準拠するものとします。
- 後日、下水道事業受益者負担金が賦課されたときには、異議なく納付します。
賦課面積については、賦課時点において、建築物がある場合は当該建築物の対象となる宅地面積、建築物がない場合は、土地の全面積（土地が複数ある場合は合計面積）に応じて賦課されることとなります。
- 上記の条件に違反した場合、又は堺市の指示等に違反した場合は、下水道の設置・使用の承認を取り消され、若しくはその条件を変更され、又は行為若しくは工事の中止を命じられても、異議なくこれに従います。
- 申請者および土地所有者に変更がある場合においても、上記の下水道使用の条件を承継します。

注意：汚水枿及び取付管設置確認書を添付すること
建築予定図面を添付すること（建築物が既存の時は、添付不要）